

平成30年10月26日

第12回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 平成30年10月26日(金) 午後2時00分
3. 出席委員 (農業委員7名) 市川会長 中西職務代理者 堅田委員
谷脇(裕)委員 山崎委員 笹岡委員 中村委員

(推進委員8名) 青木委員 森光委員 市川(孝)委員 中平委員
鍋島委員 谷脇(督)委員 谷本委員 森田委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 山口委員
5. 出席職員 (事務局3名) 小野局長 国広次長
盛光主幹
6. 議案 議案第1号 非農地証明について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. その他

開会宣言	市川会長 只今から平成 30 年第 12 回農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	小野局長 本日は第 12 回の総会です。5 番山口委員さんは、本日欠席と言う事でご連絡いただいております。
議 長	市川会長 この間まで暑い暑いと言っておりましたが急に寒くなりまして、体調を崩さない様がんばりましょう。本日は議案第 4 号迄でございます。議案が少ないですが、慎重にご審議を頂きます様、よろしくお願いいいたします。それでは日程第 1 議事録署名人の選任について議案といたします。どの様にいたしましょう。別にない様でございましたら、いつもの様に私の方で指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
採 決	(異議無し) 多数。
議事録署名	市川会長 異議無しと言う事ですので、本日の議事録署名人は 11 番谷本委員さん、12 番笹岡委員さん、よろしくお願いいいたします。
議 長	市川会長 それでは日程第 2 の議事の方に入らせていただきます。議案第 1 号非農地証明について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
議案説明	小野局長 議案第 1 号非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 10 月 26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 記 (1)申請者 住所 ○○○○○○○番地 氏名及び件数 ○○ ○○ 他 3 件 (2)申請受理面積 田 229 m ² 畑 358 m ² 合計 587 m ² 番号 1 申請人 地区 ○○○ ○○○○○○○番地 ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市大谷字西ノ谷 295 番 7

	<p>土地の表示 地目 畑 面積 119 m² 土地の所在地 須崎市大谷字西ノ谷 295 番 9 土地の表示 地目 畑 面積 74 m² 事由 申請地の内、大正年月日不詳頃から 295 番 7 は隣接地と併せて建物敷地や宅地として、また 295 番 9 は 295 番 7 の宅地への出入口通路として利用しており、非農地化している。 確認委員 森光 博 市川 雅彦</p>
	<p>番号 2 申請人 地区 ○○○ ○○○○○○○○○番地 ○○ ○○○ 土地の所在地 ○○○○○○○○○○○○○○○番○ 土地の表示 地目 田 面積 229 m² 事由 申請地の娘が平成 8 年月日不詳、申請地北側に自宅を建築して以来、庭、車庫として利用し、非農地となっている。 確認委員 市川 孝夫 中西 修</p>
	<p>番号 3 申請人 地区 ○○ ○○○○○○○○○番地 ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市下郷字中屋敷 495 番 土地の表示 地目 畑 面積 59 m² 事由 申請地は昭和 60 年 5 月に花卉の選別作業用倉庫を建築。現在に至っている。 確認委員 鍋島 雄一郎 笹岡 准一</p>
	<p>番号 4 申請人 地区 ○○ ○○○○○○○○○番○号 ○○ ○○○ 土地の所在地 須崎市西町 2 丁目 55 番 土地の表示 地目 畑 面積 36 m² 事由 申請地は昭和 44 年 4 月頃、父親が倉庫を建築。20 年程前に取り壊し、以後駐車場として使用。現在に至っている。 確認委員 谷本 清久 山崎 厚志</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長 それではそれぞれに付きまして、確認委員さんのご意見をお願いいたします。</p>

意見	<p>8 番森光委員（推進委員）</p> <p>番号 1 について、〇〇の土地ですが、通路と一部宅地の方へ〇〇〇〇さんの畑があった土地が宅地と通路になっております。確認しました。</p> <p>15 番市川（孝）委員（推進委員）</p> <p>番号 2 につきまして、〇〇〇の一番上の方になりますが、家を建てる時に家の者が宅地として半分はそのまま放っておいたと言う感じで、実際、車庫としてずっと利用はしております。別に問題ないと思います。</p> <p>9 番鍋島委員（推進委員）</p> <p>番号 3 について、現地確認しましたが、登記が出来ていなかった言う風な感じで、建物自体は昔から建っていました。</p> <p>11 番谷本委員（推進委員）</p> <p>番号 4 について、場所は〇〇の〇〇〇の左へ入る道があって、その奥の端の突き当りに駐車場があって、山崎さんと見に行きましたが農地ではないと、非農地でかまわないとの事で見ました。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>他にはないですかね。この件について、どなたかご意見ご質問ございませんでしょうか。</p>
意見	<p>8 番森光委員（推進委員）</p> <p>原案承認。</p>
審議	<p>市川会長</p> <p>原案承認という事でございますが、これにご異議ございませんでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員（異議無し）多数。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>ご異議がないようでございますので、議案第 1 号非農地証明については原案承認することに決定します。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規程による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局の方からお願いします。</p>
議案説明	<p>小野局長</p>

議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 10 月 26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。

記

(1)申請者 住 所 ○○○○○○○○○○○番地
氏名及び件数 ○○ ○○ 他 1 件

(2)申請受理面積 田 3,520 m² 畑 1,881 m² 合計 5,401 m²

番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○番地
○○ ○○

譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○番地
○○ ○○

土地の所在地	須崎市浦ノ内立目摺木字干田 166 番 1
土地の表示	地目 台帳 田 現況 畑 面積 127 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内立目摺木字干田 166 番 2
土地の表示	地目 台帳 田 現況 畑 面積 163 m ²
土地の所在地	須崎市浦ノ内立目摺木字干田 170 番 1
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 20 m ²
合計	3 筆
面積 (m ²)	310 m ²
事由	売買
耕作面積 (a)	○○.○ a
稼動力 (人)	○/○

番号 2 申請人 貸人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地
○○ ○○

借人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地
○○ ○○

土地の所在地	須崎市下郷字赤道 1617 番
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 195 m ²
土地の所在地	須崎市下郷字勝用田 657 番
土地の表示	地目 台帳 田 現況 田 面積 1537 m ²
土地の所在地	須崎市下郷字松ヶ瀬 863 番 3
土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑 面積 423 m ²
土地の所在地	須崎市下郷字横田 1855 番

	土地の表示	地目 台帳 田 現況 田	面積	930 m ²
	土地の所在地	須崎市下郷字渡り上 465 番 1		
	土地の表示	地目 台帳 田 現況 田	面積	1053 m ²
	土地の所在地	須崎市下郷字和田 707 番 1		
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積	155 m ²
	土地の所在地	須崎市下郷字和田 709 番 1		
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積	95 m ²
	土地の所在地	須崎市下郷字和田 1621 番		
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積	132 m ²
	土地の所在地	須崎市下郷字和田 1644 番		
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積	571 m ²
	合計	9 筆		
	面積 (m ²)	5,091 m ²		
	事由	使用貸借権の設定		
	耕作面積 (a)	〇〇.〇 a		
	稼動力 (人)	〇/〇		
議 長	市川会長 事務局の補足説明をお願いします。			
補足説明	<p>国広次長</p> <p>それでは補足説明をします。2 件の申請について、法定の添付書類は整っております。番号 1 番については、譲渡人から譲受人へ、売買により農地〇筆の所有権が移転されるものです。譲受人の経営面積は現在〇〇.〇 a ですので、下限面積は上回っております。許可後は対象地において、かんきつ類の栽培を行うとのことです。次に番号 2 番については、経営移譲年金に係る再設定となります。親子間で合計〇.〇 a、農地〇筆の使用貸借を結び、引続き、水稻栽培などを行って行くとのことです。それでは、2 件の申請について、農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせて順番に確認していきます。第 1 号全部効率利用。譲受人・借人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。第 2 号農業生産法人以外の法人、第 3 号信託については適用ありません。第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸(てんがし)にも該当しません。第 7 号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的综合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、すべての案件について、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われまます。以上です。</p>			

議 長	市川会長 それでは、関係委員さんのご意見がございましたらお願いします。
意 見	6 番森田委員（推進委員） 番号 1 ですが、すぐ私の家の近くの辺なんですけど、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが隣同士で〇〇さんが一人でハウスでししとうを作ってますけども、ちょっと作れない土地を何とかする事が出来ないのので〇〇さんが買ってそこに柑橘類を栽培するとの事で、問題ないと思います。 9 番鍋島委員（推進委員） 番号 2 ですが、問題ないと思います。
議 長	市川会長 お聞きの通りでございますが、この件について何かご質問ご意見はございませんでしょうか。無いようでしたら、この件についてどなたかご意見をお願いします。
意 見	10 番中平委員（推進委員） 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。意見を述べさせていただきます。申請者の住所氏名ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん他 1 件、先程十分審議をいたしました所、問題ないとのことでしたので、許可を与えたいと思います。
審 議	お聞きの通り、別に問題も無いようでございますが、許可を与える事にご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	市川会長 ご異議がないようございますので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、別に問題ないとの事ですので、許可を与えることと決定いたします。どうもありがとうございました。 続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局の方から説明をお願いします。
議案説明	小野局長

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 10 月 26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。

記

(1)申請者 住 所 ○○○○○○○○番地○
氏名及び件数 ○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○ 1 件

(2)申請受理面積 田 228 m² 畑 267 m² 計 495 m²

番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○番地○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○

譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地○
○○○○ ○○○○
○○○○○ ○○ ○○

土地の所在地 須崎市神田字寺内 1645 番 1
同 1646 番

土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 228 m²
地目 台帳 畑 現況 畑 面積 267 m²
種別 2 事由 注文住宅を建築する

議 長 市川会長

この件につきまして、補足説明をお願いします。

補足説明 小野局長

番号 1 番ですが、農地の区分と転用目的について、申請地につきましては○○地区の○○集落○戸にありまして、周辺に駅等はなく、農地の区分につきましては甲種・第 1 種・第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地でありまして、第 2 種農地と判断されるという風に考えております。転用の目的としましては、これまで申請地を含めた六区画に宅地造成し、注文住宅を建築するもので、他に代替すべき土地は無く、農地の区分と転用目的につきましては問題ないものと考えております。資力及び信用につきましては、事務費、土地造成費、建物建築費総額○○万円については自己資金及び金融機関からプロパー資金の融資を受けることが確実と言うことで、取引内容を確認しております。資力には問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですけれども、工期は許可日から平成 31 年 12 月 31 日までとなっております、確実性には問題はないものと考えます。計画面積の妥当性につきましては、転用面積○○m²一

<p>議案説明</p>	<p>続きまして、議案第4号農用地利用集積計画について（諮問）、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>小野局長</p> <p>議案第4号農用地利用集積計画について（諮問）、上記の事について、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。平成30年10月26日須崎市農業委員会会長市川雅彦。別冊の通り。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>市川会長</p> <p>それでは補足説明をお願いします。</p>
<p>補足説明</p>	<p>盛光主幹</p> <p>それでは別冊についてご説明いたします。農用地利用集積計画書（案）平成30年度第6号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成30年10月26日須崎市長楠瀬耕作。</p> <p>次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表をご覧ください。</p> <p>整理番号 30-9</p> <p>利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○○番地○ ○○ ○○</p> <p>農作業従事日数 100日</p> <p>経営耕地面積 農地 0㎡</p> <p>利用権設定等面積 農地 1483㎡</p> <p>合計農地面積 1483㎡</p> <p>農作業従事者 農業専従者 ○名</p> <p>(内15歳以上60歳未満の者○名)</p> <p>利用権設定等申出書</p> <p>利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日</p> <p>利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日</p> <p>聴取確認欄</p> <p>1.通作距離 1～10km</p> <p>2.権利の種類 使用貸借による権利設定（通年）</p> <p>3.借受人の分類 個人 世帯員</p> <p>4.貸付人の分類 個人</p> <p>5.中核農家の該当の有無（借受人） 無</p> <p>6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望</p>

7.経営規模（農地面積） 借人 0.3ha 未満 貸人 0.5～0.7ha

8.経営改善計画の認定の有無（借受人） 無

利用権を設定する土地 所在 須崎市下分字坂本甲 1657 番 2

現況地目 畑 面積 1483 m²

設定する利用権 内容 水稲

期間 平成 30 年 11 月 1 日～平成 35 年 10 月 31 日 5 年間

借賃 ○○○円

借賃の支払方法 ○○

利用権の種類 使用貸借 当事者間の法律関係 使用貸借

整理番号 30-10

利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○○番地○ ○○ ○○

農作業従事日数 100 日

経営耕地面積 農地 0 m²

利用権設定等面積 農地 2496 m²

合計農地面積 2496 m²

農作業従事者 農業専従者 ○名

(内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日

利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 大正○年○月○日

聴取確認欄

1.通作距離 1～10 km

2.権利の種類 使用貸借による権利設定（通年）

3.借受人の分類 個人 世帯員

4.貸付人の分類 個人

5.中核農家の該当の有無（借受人） 無

6.利用権の設定移転の事由 相手方の要望

7.経営規模（農地面積） 借人 0.3ha 未満 貸人 不耕作

8.経営改善計画の認定の有無（借受人） 無

利用権を設定する土地 所在 須崎市下分字梅ノ木谷 1322 番

現況地目 畑 面積 178 m²

所在 須崎市下分字梅ノ木谷 1323 番

現況地目 畑 面積 221 m²

所在 須崎市下分字井流ノ口甲 1334 番 1

	<p>現況地目 畑 面積 598 m² 所在 須崎市下分字末廣甲 1423 番 1 現況地目 畑 面積 1,499 m² 設定する利用権 内容 野菜 期間 平成 30 年 11 月 1 日～平成 35 年 10 月 31 日 5 年間 借賃 ○○○円 借賃の支払方法 ○○ 利用権の種類 使用貸借 当事者間の法律関係 使用貸借 以上です。</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明します。</p> <p>受付番号 30 - 9、30 - 10 は借受人が同じである為、併せて説明します。借受人の主たる経営作物は水稻で、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第 2 号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第 2 号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第 3 号の要件は 18 条第 2 項第 6 号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません、第 4 号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第 4 号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請 2 件について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>議 長 市川会長 どうでしょう。この件について別にございませんでしょうか。無い様でございましたらどなたかご意見をお願いします。</p> <p>意 見 10 番中平委員（推進委員） 議案第 4 号農用地利用集積計画について（諮問）意見を述べさせていただきます。今回十分な審議をした結果、承認し至当の意見を付して進達をしたいと思います。</p> <p>審 議 市川会長 別に問題もないから、承認し答申を諮ることに、ご異議ございませんでしょうか。</p>
--	---

採 決	農業委員（異議無し）多数。
議 長	市川会長 特に問題もない様ですので、議案第 4 号農用地利用集積計画について（諮問）、承認をする事とし、答申を諮りたいと思います
閉会宣言	市川会長 その他の件で何かございませんか。無いようでしたら、以上で第 12 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。
	閉会 午後 2 時 5 0 分
	その真正なることを証して署名する。
	議 長
	11 番
	12 番